## 90 濃州郡上城下『医師成願之事』

## 森永 正文

(医)もりなが耳鼻咽喉科

美濃国郡上郡和良郷岩屋村の出身である常太郎という人物が,天保六年三月,郡上城下で医師開業をした際の文書が「八幡名主役中心得書」に残されている。城下在住の者が開業をする際の諸手続について『医師成願之事』として書き留め置かれたものである。これによると城下橋本町の常太郎が,養父である町医松野玄壽,その息子の玄精の相次ぐ死去により松野家の相続を郡代役所に願い出ている。開業の手続として,1)「医師成願」の願主は組合(橋本町),町組頭の連署の「願書」を町名主に提出。2) 町名主はこの「願書」を郡代役所へ上申。3) 役所で異論がなければ町名主を通して願主に「由緒書」「療治証文」の提出を指示。4) 願主,町名主は求められた文書及び「町役人奥書」を持参の上,郡代役所へ出頭。5) これらの文書が受理されれば医師開業許可の旨が願主,町名主に言い渡され,最後に願主だけが宗門役所に呼び出され宗門改めを受けた。願主は剃髪又は惣髪になること,俗名を医師名に改名すること,「願書」「療治証文」に修業先の師匠名を記すことが必要とされた。

文政八年秋,領内の医師の申し入れにより一般人による「片手配剤」の禁止が触出された。誤った処方・調剤,暴利をむさぼる者等の弊害も考慮されたのであろう。これに対し以前より農業のかたわら配剤を行っていた口神路村の有力農,森一心が異を唱え通達を撤回させることがあった。この三年後の文政十一年六月,一心は藩役所へ「医師成願」を申請している。しかし七月には村役人を通して「願書」の不受理が申し渡されている。修行歴,年齢などが問題視されたのである。六十九歳という高齢でありながら「医師成願」を申し出た背景には公的に認められた開業医師としての配剤を強く望んでいたという事情も考えられる。素人療法による弊害は配剤だけではなかったようである。安政七年九月に非医師の医学治療,針治療・灸点治療を取り締まる御触書が出されている。このような御触書の存在は領内でも多くの不法医業が横行しその弊害が社会問題化していたことを物語っている。それ故に「医師成願」に際しては城下のみならず在方においてもより厳格な審査が必要とされたのである。時代は下るが,明治二年三月十三日の「郷保役中控留帳」の御用懸に在方三名の「医師成願」の申請が記されている。郡上藩領は美濃,越前の四領からなり,各領の民政をあずかる組織の長として郡上代官,若猪野代官,千福代官が置かれ領内の医療行政にも関与していたが,願何届書の最終裁可,施策の決定は郡代,藩医等のより上位の組織が行っていたものと考えられる。

一方,明治に入っても郡上の山間地にあっては,代々の住職が医術に長じ寺伝来の薬の処方・くじきの鍼治療を行った,馬医者であるが頼まれれば人の診療も行った,元々は杣であったが医家の下で働いていたことがありこの時の経験をもとに診療を行っていた等々,医療機関の少ない地域の住民にとっては有難い存在ではあったのであるが,見よう見まねで覚えた医術をもとに医療行為を行う者,専門知識のないまま薬の取り扱いを行う者の事例が散見される.このような専門性の低い医療従事者だけでなく「考試の制」のなかった医師においても漢・洋医の別を含めて質的レベルには幅広い格差があり,近代国家日本を目指し国の医療水準のレベルアップをはかるためにも前近代的なものの払拭,専門性の高い職能集団としての医療従事者の養成が考慮されるようになった.明治政府は医療の質を正すべく種々の法制の整備に乗り出した.その一つとして医師に成るための国家試験の必要性を織り込んだ「医制」を明治七年に制定し,これに基づき十一年頃にはほぼ全国的に医術開業試験が実施されるようになり,以後医師の国家資格制度が確立されるに至った.